

## 情報

## 国民健康保険のお知らせ

## 医療費通知書を発送します・限度額適用認定証について

## 医療費通知書を発送します

医療費通知書は医療費全体額をお知らせするものです。この機会に、実際にかかった医療費を確認し、はしご受診や夜間・休日の割高な受診などが家計の負担になっていないかを確認してみましょう。また、この通知書は確定申告の医療費控除申告手続きに使用できます。(医療機関などの欄が明記されていないものは領収書が必要)

## ■ 7月下旬発送の医療費通知書について

1～2月診療分の医療費を通知します。(以降2カ月分ごとに8月、9月、11月、令和4年1月、3月に郵送予定)

対国民健康保険加入者で今年の1月以降に医療機関などを受診した人  
注再発行はできませんので、大切に保管してください。

問保険年金課 ☎ 983・2604



## 限度額適用認定証について

医療費が高額になりそうなき、限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、窓口負担額(入院・外来は別扱い)が自己負担限度額で済みます。なお、限度額は年齢と所得によって異なり、認定証の交付には市役所窓口(保険年金課国保係)での申請が必要です。

## ■ 交付対象

国民健康保険に加入し<sup>※1</sup>国民健康保険税に滞納のない人で、70歳未満の人、または一定の所得区分<sup>※2</sup>に属する70歳～74歳の人

※1 国民健康保険以外の人は、加入している医療保険にお問い合わせください。

※2 限度額適用認定証の対象にならない区分の人は、高齢受給者証がかわりになります。

注詳細は市ホームページをご覧ください。

問保険年金課 ☎ 983・2604



▲詳細はこちら

## 情報

## 申請をお忘れではないですか

## 国民年金「学生納付特例」

20歳以上の学生で、国民年金保険料の納付が困難な場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例」を申請することができます。

## 学生納付特例を希望する

特例対象期間 令和3年4月～令和4年3月分

※来年度分は令和4年4月から申請可

申請場所 保険年金課国民年金係窓口

※郵送で申請可(申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロード)

対学校教育法で定める大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学の人(定時制、夜間部、通信課程も含む)

対▶年金手帳または国民年金保険料納付書▶学生証(表裏のコピー可)または在学証明書(原本)▶前年就業していた人は、離職票か雇用保険受給資格者証の写し

※10年以内であれば保険料を納付(追納)できますが、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、猶予されていたときの保険料に追納加算額が上乗せされます。

## 継続して学生納付特例を希望する

令和2年度に学生納付特例が承認され令和3年度も在学中の場合、4月に日本年金機構から送付されている、はがき形式の申請書を返送するだけで、継続の申請手続きができます。

※学生納付特例を承認された人で、納付への変更を希望する場合は、日本年金機構三島年金事務所へ納付書送付をご依頼ください。

問日本年金機構三島年金事務所

☎ 973・1166

問保険年金課 ☎ 983・2606



▲20歳向けの年金制度説明動画

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用(記載なしは無料)・対対象・定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み(記載なしは不要)・問問合せ



## 市が保有している公文書を開示しています 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

### ■情報公開制度の利用状況

市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している公文書を開示しています。

#### 【令和2年度の処理状況】

	全部開示	部分開示	不開示	不存在	取下げ	計
開示請求	144	68	0	17	0	229
任意的開示 <sup>※</sup> 申出	3	7	0	0	0	10

※任意的開示：情報公開条例が適用されない公文書（平成9年3月31日以前に実施機関が作成し、または取得したもの）について開示の申出があったときに不開示情報を除き任意的に開示すること。

### ■開示請求のあった主な公文書

- ▶市が行う工事および委託に係る金入り設計書に関するもの
- ▶不動産鑑定評価業務委託契約の選定などに関するもの
- ▶資材単価表に関するもの
- ▶市長が契約者である損害保険契約に関するもの
- ▶建築計画概要書に関するもの
- ▶顧問弁護士業務および市民相談業務以外の業務により生じた弁護士報酬などに関するもの
- ▶道路の位置の指定に関するもの
- ▶令和2年三島市議会9月定例会の一般質問答弁要旨に関するもの
- ▶住居表示に関するもの

### ■個人情報保護制度利用状況

誰でも市が保有する自分の情報について、開示、訂正、削除、目的外利用・外部提供の中止を請求することができます。令和2年度の開示請求は16件（全部開示11件、部分開示3件、不存在2件）でした。

### ■個人情報保護審議会への諮問状況

令和2年度は個人情報の外部提供に関するものなど21件が審議されました。

### ■個人情報取扱事務の件数

実施機関	令和元年度末件数	令和2年度届出件数			令和2年度末件数
		開始	変更	廃止	
市長が所管する部局	735	22	24	0	757
教育委員会	94	5	2	0	99
選挙管理委員会	16	0	0	0	16
監査委員	1	0	0	0	1
農業委員会	20	0	0	0	20
公平委員会	3	0	0	0	3
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
議会	5	0	0	0	5
合計	874	27	26	0	901

問広聴文書課 ☎ 983・2618